平成２４年（フ）第１７５号
宮崎県児湯郡都農町大字川北5542番地６
債務者　野別　元貴
１　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　孝志
４　破産債権の届出期間　平成24年７月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午後３時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２３６号
高知市北竹島町18番地５
債務者　辰本　滋正
１　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後３時40分
５　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２４３号
札幌市北区新琴似11条７丁目２番17号　湯浅方
債務者　加茂　真吾
１　決定年月日時　平成24年６月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　島田　　度
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７号
長崎県壱岐市勝本町坂本触６番地４
債務者　熊本　長治
１　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松坂　典洋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２４年（フ）第９７号
北海道登別市若草町２丁目11番地５
債務者　佐藤　麻雄
１　決定年月日時　平成24年６月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高村　真人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月20日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第９６１号
福岡市中央区小笹３丁目９番45―403号
債務者　山本希伊子
１　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０号
沖縄県宮古島市城辺字西里添1031番地　市営西城団地７棟201号
債務者　比嘉　京子
１　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２４年（フ）第１１４号
茨城県かすみがうら市稲吉南２丁目10番18号　スバルハイツＢ―203
債務者　宮島　美鈴
１　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第７７７号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１－９―306
債務者　石田　春美
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８１号
愛知県岡崎市柱町字福部池２番地１　パークハウス羽根Ｃ―203、前住所愛知県岡崎市井田町字茨坪34番地660　パーシモンヒル202
債務者　金田　成人
１　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２２６号
愛知県岡崎市橋目町字割塚17番地３　ルーチェ・デル・ソーレ202
債務者　藤田　絵美
１　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
愛知県岡崎市米河内町字日影64番地１
債務者　高山　晶範（旧姓阿部・國吉）
１　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
岡山県倉敷市呼松２丁目６番23号
債務者　古谷智恵子
１　決定年月日時　平成24年６月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第６０３号
埼玉県桶川市鴨川１丁目９番27号　ハナブサハイツＢ―101号、旧住所さいたま市緑区道祖土４丁目９番13―306号
債務者　川崎　達夫
１　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７３４号
埼玉県川口市西青木３丁目６番２号　メゾンド西青木303号
債務者　湊　　純一
１　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７３８号
埼玉県戸田市喜沢１丁目26番地の19　グラッド101号室
債務者　牛窪　基晴
１　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係